

事業所（給与支払者）の皆様へ

外国人の方が退職し出国される場合は、納税管理人の届け出と

市・県民税及び国民健康保険税の納税にご協力ください

※納税管理人とは、納税義務者から納税に関する手続き（書類の受け取り、納税、還付金の受領など）を委任された方をいい、法人等の事業所を指定することもできます。

納税義務者が出国などの理由により納税等ができなくなる場合は、別紙「納税管理人申告書兼承認申請書」により、納税管理人の届け出をお願いします。

（地方税法第 300 条、指宿市税条例第 25 条）

◎市・県民税について

出国後の市・県民税の納付について、出国される 1 か月前までに次のとおりご協力をお願いします。

1：出国される方が特別徴収の場合

毎年 5 月に通知する税額決定通知書に同封している「市民税・県民税 特別徴収関係書類」中の「給与所得者異動届出書」により退職の届け出をしてください。

退職・出国時期	対応していただきたい事項
1 月から 5 月までの間	<ul style="list-style-type: none"> この期間の未徴収額は、最後の給与から一括徴収してください。 1 月 1 日に住所が「指宿市」にある方は、帰国されても、新年度の市・県民税が課税されます。納税管理人の届け出をお願いします。 別紙「税額試算依頼書」で対象者を「指宿市税務課市民税係」にご連絡ください。新年度の税額（概算）を事前にお知らせしますので、出国前に税額を預かっていただき、6 月上旬に納税管理人に送付する納付書で納めてください。
6 月から 12 月までの間	<ul style="list-style-type: none"> 未徴収税額は、最後の給与から一括徴収してください。 一括徴収できない場合は、納税管理人の届け出をお願いします。この場合は、出国前に未徴収の市・県民税を預かっていただき、後日納税管理人に送付される納付書で納めてください。

2：出国される方が普通徴収の場合

納税管理人の届け出をお願いします。

【問い合わせ先】

指宿市 市民生活部 税務課 市民税係

電話：0993-22-2111（内線 223）

外国人の方が出国される場合の 国民健康保険税について

外国人の方が出国する際、国民健康保険税についても、出国する月の前月分まで課税されることとなります。（ただし、月末に出国する際は、その月分まで。）

出国後は、不足分の納税や、納めすぎていた場合の還付手続きなどが困難となりますので、出国する1か月前までに、下記のとおり手続等ご協力をお願いします。

● 7月から翌年の4月に出国される場合

毎年7月上旬に通知する納税通知書に同封している納付書により納付していただくとともに、「納税管理人申告書」の提出をお願いします。

出国に伴い、納税額に過不足があった場合、納税管理人へ通知します。

● 5月及び6月に出国される場合

当該年度の納税通知書の発送前の出国となり、その年度の納税は全くされていないこととなります。この場合は、出国時までの税額の試算を行い、試算表を納税管理人の方へ送付しますので、「納税管理人申告書」の提出をお願いします。

なお、納税管理人の方は、試算表をもとに本人から事前に必要税額を預かっていただき、7月上旬に通知する納税通知書に同封された納付書により納付をお願いします。

【問い合わせ先】

指宿市 市民生活部 税務課 保険税係

電話：0993-22-2111（内線224）